

「共謀罪」創設と「人身取引議定書」に関する人身売買禁止ネットワークの見解

2017年3月5日

人身売買禁止ネットワーク（JNATIP）

【主旨】

- （１）国際組織犯罪防止条約の締結を目的とした共謀罪（「テロ等準備罪」）の創設は不要である。
- （２）議定書が締結未了であっても人身取引対策の充実が可能である。
- （３）「人身取引対策の充実」を名目に共謀罪の創設を促す動きに対して、人身売買禁止ネットワーク（JNATIP）は反対である。

【背景説明】

・国際社会において人身取引問題への関心が高まる中、各国政府にはその対策が求められており、国連が定めた「人身取引議定書（*）」が、ひとつの重要な指針になっている。そのため、日本政府がこの議定書を締結していないことが、日本政府の人身取引対策の不備を示す一例として、国連や米国政府等から批判を浴びていることは事実である。

（*正式には「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」）

・人身取引議定書は、国際組織犯罪防止条約を補足するものであり、本議定書の締結には、本条約である国際組織犯罪防止条約の締結が不可欠となる。（ちなみに本条約および人身取引議定書に関しては、既に2005年6月の国会にて締結が承認されている。）

・一方、国際組織犯罪防止条約について、日本政府はその締結には「共謀罪」の創設が不可欠であるとして、これまで締結を行ってこなかった。共謀罪の創設については2003年以降既に3回法案が出されたが、いずれも、過度の取り締まりが人権侵害につながる恐れがあると廃案になっている。

・しかしこの度、特に2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けたテロ対策に不可欠であるとして、「テロ等準備罪」の名目で共謀罪の創設に関する法案が準備されている。

・この政府の動きに呼応して、「人身取引議定書を締結するために不可欠な、国際組織犯罪防止条約を締結するために不可欠であるから、共謀罪を創設する必要がある」という主張も、一部で出てきている。

【理由・解説】

（１）国際組織犯罪防止条約の締結を目的とした共謀罪（またはテロ等準備罪）の創設は不要である。

・「国際組織犯罪防止条約の締結のために共謀罪の創設は不可欠である」とする政府の主張は、既に日本弁護士連合会が指摘する以下の点などによって、覆されていると考える。

(1) 主要な暴力犯罪については既に、「未遂」以前の「予備」「陰謀」「準備」段階の行為を処罰の対象とする規定が相当数存在している。

(2) 犯罪によっては「未遂」が処罰化されていないものがあるにもかかわらず、それらの犯罪の「計画」を一律処罰化することは、法体系上矛盾が生じることになる。

(3) テロ防止に関する複数の国際条約について、既に多くの点で国内法が整備されている。(銃器などの規制については他国よりも厳しい)

(4) 条約は、その趣旨や目的と合致する限り、一部留保という方法を取ることができる。また、国連や他の条約締結国は、他国の国内法の整備について確認や強制を行うものではない。

【参考：日本弁護士連合会ウェブサイト：

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/complicity.html>

日弁連による 2017 年 2 月 17 日付け声明：

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2017/opinion_170217_02.pdf】

(2) 議定書が締結未了であっても人身取引対策の充実が可能である。

・人身取引議定書の締結は、政府が人身取引対策を重要課題と考え取り組んでいるという、国際社会に対する意思表示ではある。しかし、日本政府は既に人身取引議定書を先取りする形で、その内容に沿って人身取引対策を進めている。

・現に日本政府が発表している「人身取引対策行動計画」(2014 年)においても、また 2015 年より毎年発表している「人身取引対策報告書」においても、人身取引の定義は人身取引議定書の第 3 条に則ったものである。

【参考：人身取引対策行動計画 2014

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/141216j/honbun.pdf>

人身取引対策年次報告書 (2016 年)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/dai2/honbun.pdf> 】

・日本政府自身、上記のことを国際社会に対して表明している。

【*2017 年 1 月に国連人権理事会に提出した UPR(国連人権理事会の普遍的・定期的審査)のためのレポートにおいて「勧告 132. パレルモ議定書に沿って人身取引を定義することも含め、人身取引撲滅のための努力を促進し、児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する特別報告者を招待すること。」に対して「1. 2014 年 12 月に再改定された「人身取引対策行動計画 2014」をはじめ、我が国が実施する人身取引対策における「人身取引」の定義は、人身取引議定書の定義と全く同じである。」と回答。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000225032.pdf> 】

・また、人身取引議定書の締結のための国内法の整備は既に完了している。2005年に新たに「人身売買罪」を創設したのも、その一例である。

・政府は再三、「人身取引議定書の内容については法の抜け穴が無いように国内法を整備した」と表明しており、つまり、今後「人身取引議定書」が正式に締結されたからという理由で、人身取引対策が特別に向上する見込みがあるわけではない。

・日本政府の人身取引対策は、JNATIP から見ればいくつもの不備があり、それについてはこれまでも、人身取引対策関係省庁連絡会議との定例の意見交換会で指摘してきている。これら問題点については新たな立法が必要とされる事項もあるが、それは議定書の締結とは関係が無い。また他にも政策運用、行政の対応等によって改善が図っていけるものが多々ある。

(3)「人身取引対策の充実」を名目に共謀罪の創設を促す動きに対して、人身売買禁止ネットワーク (JNATIP) は反対である。

・上記で見てきたように、

(1) 共謀罪の創設は、国際組織犯罪防止条約の締結の不可欠条件ではなく、

(2) 人身取引対策の向上に、今後の人身取引議定書の締結はほとんど寄与しない、

ことから、日本政府による人身取引対策の充実のために共謀罪を創設する必要は無いと JNATIP は考えている。

・現政権が共謀罪を創設するための手段として、「テロ対策」「国際組織犯罪防止条約の締結」を名目として利用している (ように見える) 現状において、人身取引議定書の締結もまた、そのための手段に利用されることは、JNATIP としてはむしろ遺憾である。

・また共謀罪が対象とする犯罪の中に「人身売買」「強制労働」などの「人身に関する搾取」が入り (2月25日報道)、これによりますます人身取引対策の強化を求める世論には響くかもしれないが、実際には、たとえば「人身売買罪」はたとえ実際に犯罪が遂行された事例でも、これまでに年に1~2件立件されるかどうかという程度にしか適用されていない。「強制労働」の摘発に至っては、(数多くの事例が存在するにもかかわらず) 限りなく0に近い。これらを含む「人身取引事犯」全体でも、検挙される件数は多くて年に40件程度である。つまり人身取引に限って言えば、共謀 (計画・準備) の時点で取り締まることを考える以前に、実際に起きた犯罪の取り締まりすら、満足に行われていないのが現状である。

・人身取引とは非常に隠された犯罪であり、被害者が見えにくい。しかし貧困や格差を背景とする外国人労働者・技能実習生・留学生の搾取、アダルトビデオ出演強要や児童ポルノ・児童買春等による若年者の性搾取、外国人女性や日系フィリピン人母子に対する性搾取・労働搾取など、現在問題になっているあらゆる社会事象に、人身取引の問題が潜んでいる。

・日本が国際社会から指摘されている人身取引の問題とは、人身取引議定書の締結未了問題以上に、むしろ上記のような問題への対策の遅れである。よって、これらの問題への対処こそ政府が最優先で行うべきであり、地方自治体、企業、一般市民もまた、これらの問題に関心を持ち、共同で人身取引問題の解決に努力すべきだと考える。

・JNATIP も微力ながら、日本国内唯一の人身取引問題を扱うネットワーク組織として、今後も政府との対話と市民への働きかけを続けていく所存である。

以上